

もとぶ流しあわせ創出応援事業補助金がありました！

町では、結婚を希望する独身者を応援しようと、地域資源を活用した交流イベント等（婚活支援事業）に対して補助金を交付します。新たな人との出会いを楽しむ、新たな町の魅力に気付く柔軟なアイデアを募集します。町を元気にする提案をお待ちしています。

1. 補助対象団体

町内に事務所があり、主に町内で活動している団体及び企業等

※ただし宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とするもの、公益を害する恐れのあるものは対象としない

2. 補助対象事業 次の全ての条件を満たす事業

町内の地域資源（観光施設、商業施設、農水産物、アクティビティ等）を活用して、町内で実施するもの

20歳以上の独身者を対象として広く公募するもので、おおむね10人以上の参加を見込むもの

参加者から参加費として1,000円以上を徴収するもの

営利を主たる目的としていないもの

事業以外の業務への勧誘、その他事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと

3. 補助対象となる経費

司会者等への謝礼金、事業実施に必要な消耗品費、ガソリン代等の燃料費、印刷製本費、体験等に係る材料費、郵便料等の通信運搬費、広告料、保険料、食糧費（1人1,000円以内）、委託料、使用料及び賃貸料、その他町長が適当と認める経費

※ただし、次の経費は除きます

実施に係る事前会議などにおける飲食代、参加者の交通費、宿泊費、記念品代および手土産代、備品購入費等

4. 補助金の額

補助対象経費の全額とする。ただし7万円を上限とする。

5. 交付申請

平成30年5月31日までに、本部町商工観光課まで交付申請書(様式第1号)を提出してください。

※事業計画書(様式第2号)、事業収支予算書(様式第3号)、団体調書(様式第4号)を添付

書類審査後、交付の可否をご連絡します。

6. 実績報告

平成31年3月末までに、実績報告書を提出してください。

※事業実績書(様式第7号)、事業収支決算書(様式第8号)、領収証等の支払を証明するものの写しを添付

※事業実施時の記録写真等を添付

7. 補助金の支払

補助金の支払は原則として精算払いとなっており、補助金額確定後(確定通知書送付後)に、団体代表者の口座へ振込となります。

8. 留意事項

参加費の收受や、知り得た個人情報の管理等を徹底し、紛失や漏洩が無いようにすること。

その他詳しい内容は下記までお問合せください。

【お申込み・お問合わせ】本部町商工観光課

〒905-0292 本部町字東5番地

TEL : 0980-47-2700 FAX : 0980-47-4939